No	質問内容	回答	質問票受理日	回答日
1	〈和歌山市・田辺市の追加調査〉和歌山市・田辺市の調査票の識別方法とは、例えば、各調査票に識別IDを付番して調査する方法でよいか。	和歌山市については、中学校区別に区別ができるのであれば調査票の形式等については特別の指定はありません。 田辺市については、田辺市在住ということが分かれば足りるため(学校別に識別する必要がないため)、調査票を区別する必要はありません(住所地市町村に関する設問により識別)。	6月1日	6月7日
2	〈和歌山市・田辺市の追加調査〉 和歌山市・田辺市の追加調査の部分について、具体 的に、どの程度の設問数が追加される見込みか。	設問項目については、両市の意見も踏まえた上で決 定するので、設問の追加は現段階で想定していませ ん。	6月1日	6月7日
3	(和歌山市・田辺市の追加調査〉 ①和歌山市・田辺市の調査票について、「追加部分に関する費用」とは、具体的にどのような費用を想定しているか。たとえば、県全体の集計対象が設問数40項目として、和歌山市および田辺市は40問+10問など、設問が追加されるイメージか。その場合、和歌山市および田辺市は、追加された設問を掲載するページ数の分だけ、追加で調査票の印刷費が必要になる。 ②また、追加分に伴い、集計・グラフ作成などの作業が増えるが、こうした費用を合わせて見積書を作成すればよいか。	和歌山市については、以下の(1)~(4) (1)子供・保護者の調査票を中学校区別に識別 (2)子供・保護者の回答を中学校区別に集計・分析 (3)支援者の調査票を和歌山市のみ識別 (4)支援者の回答を和歌山市単独で集計・分析 田辺市については、子供・保護者の回答を田辺市単	6月1日	6月7日

No	質問内容	回答	質問票受理日	回答日
4	和歌山市・田辺市の追加調査の報告書も作成するとのことであるが、県全体の調査報告書に加えて、和歌山市・田辺市の報告書も、別途作成するという認識でよいか。もし和歌山市・田辺市それぞれ報告書を作成する場合、それぞれの報告書の内容量はどの程度か。	ては、県との契約後に両市と内容や金額を詰めた上	6月1日	6月7日
5		学校へ直接送付していただく部数については、県立盲学校に確認の上指示します。残りは当課へ提出していただき、要望があった場合に送付するという対応を予定しています。	6月1日	6月7日
6	〈英語・中国語・ハングル語への翻訳〉 翻訳は、保護者票のみでよいか。 また、印刷は不要で、PDFデータのみ納品という理解 でよいか。	ご認識の通りです。なお、提出いただいたPDFを県HPに掲載し、必要な方に利用いただく予定です。	6月1日	6月7日